

日本ボーイスカウト兵庫連盟見舞金等給付規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、日本ボーイスカウト兵庫連盟の加盟員又はスカウト活動に付き添った加盟員の保護者等が、スカウト活動中に生じた事故により死亡又は入院した場合に、死亡弔慰金又は入院見舞金を給付することを目的とする。

(運営管理)

第 2 条 前条の目的を達するため、死亡弔慰金又は入院見舞金(以下「見舞金等」という。)の給付に関する運営管理及び給付事務は事務局が行い、毎年度末に給付状況を理事会に報告するものとする。

(給付の対象者)

第 3 条 見舞金等を受けることが出来る対象者は、加盟員並びにスカウト活動に付き添った保護者(18歳以上の兄弟及び祖父母など、隊指導者が保護者と同等と認めた者を含む。)を対象とする。

(給付の範囲)

第 4 条 見舞金等は、次の場合に給付する。

- (1) 加盟員である指導者の管理下で、スカウト活動中に生じた事故。
- (2) スカウト活動で指定する集散場所と自宅との通常経路での往復途上に生じた事故。

(見舞金等の種類及び給付額)

第 5 条 見舞金等の種類及び給付額は、次のとおりとする。

- (1) 入院見舞金(5日以上の入院に限る。) 3万円
- (2) 死亡弔慰金 10万円

(特別見舞金の給付)

第 6 条 特別見舞金は、加盟員がスカウト活動中に生じた疾病により、発症後48時間以内に死亡した場合、理事会の議を経て給付する。

(見舞金等の請求)

第 7 条 この規程による給付の事由が生じた場合、所定の申請書を団委員長を通じて地区コミッショナーに提出し、地区委員長の承認を得て本連盟理事長に請求する。

(見舞金等の請求期間)

第 8 条 見舞金等の請求は、給付の事由が生じた日から起算して2ヶ月以内に行使しなければならない。

(見舞金等の給付制限)

第 9 条 偽りその他不正の手段により見舞金等の給付を受けたことが判明した場合、その者からその見舞金等を返還させることができる。

(補 則)

この規程に定めのない場合は、理事会に諮り決定する。

(規程の改廃)

この規程の改廃は、理事会の議決による。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。